

# 熊本県公報

第 1 1 0 3 0 号  
平成 15 年 9 月 17 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則……………	(建 築 課) 1
○指定居宅サービス事業所の指定……………	(介護保険課) 7
○"……………	( " ) 7
○救急医療機関に関する認定……………	(地域医療推進課) 7
○公有水面埋立て出願事項……………	(河川課) 8
○公有水面埋立て免許……………	(漁港課) 9
○都市計画法の事業認可(宇土公共下水道)……………	(下水道課) 10
○都市計画事業の事業計画の変更認可……………	(都市計画課) 10
<b>公 告</b>	
○開発行為に関する工事の完了……………	(建 築 課) 10
○"……………	( " ) 11
○都市計画公聴会の開催……………	(都市計画課) 11
○県営土地改良事業計画……………	(農村計画課) 12
○土地改良区役員の退任及び就任……………	( " ) 12
<b>登 載 依 頼</b>	
○就学前教育振興協力者会議の開催……………	(就学前教育振興協力者会議) 13
○パートナーシップ指針(仮称)策定委員会の会議の開催……………	(パートナーシップ指針(仮称)策定委員会) 13
○人吉球磨地区やさしいまちづくり推進協議会の会議の開催……………	(人吉球磨地区やさしいまちづくり推進協議会) 13
<b>正 誤</b>	
○平成15年9月10日熊本県公報第11028号の目次中……………	(廃棄物対策課) 14

### 本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則(建築課)

- 1 優良宅地造成等の認定に関する租税特別措置法の規定の繰下げ等に伴い、関係規定を整理することとした。(第1条及び別記様式関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

### 規 則

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年9月17日  
熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第44号**  
熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則  
熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則(昭和49年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八、第62条の3第4項第12号八」に、「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第13号二、第62条の3第4項第13号二」に改める。  
別記第1号様式を次のように改める。